

赤平市総合教育会議の運営に関する要綱(案)の解説

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、赤平市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ① 第1条の4第1項で『地方公共団体の長は「総合教育会議」を設ける』こととされています。
- ② 市長と教育委員会という「対等な執行機関同士」の「協議・調整の場」であり、地方自治法上の「附属機関には当たらない」とされています。
- ③ 協議合意した方針の下、それぞれが所管する事務を執行します。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

【解説】

- ① 「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務において、市長の権限に属する事務との調和を図ることを意味します。
- ② 「協議」とは、自由な意見交換の場として幅広く行われるものを意味します。
- ③ 会議は、市長及び教育委員会が「特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項を協議・調整を行うもの」であり、教育委員会が所管する事務の重要項目全てを「会議」において協議・調整するものではありません。教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書選択・個別教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議項目とすべきではないとされています。
- ④ 会議において、協議・調整の対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要する事項か否かによって判断すべきとされています。
- ⑤ 協議すべきでない事項として、教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性の要請が高い事項や、日常の学校運営に関する些細な事項が挙げられます。

(構成員)

第3条 会議は、市長及び赤平市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

【解説】

- ① 総合教育会議は「市長・教育委員会」により構成します（法第1条の4第2項）。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考えるときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

【解説】

- ① 会議の招集は「市長」が行います。教育委員会は「協議する必要があると思料するとき」に「招集を求めることができる」（法第1条の4第3項及び第4項）ものとされています。
- ② 「調整が行われた場合」とは、市長及び教育委員会が「合意した場合」です。
- ③ 「調整のついていない事項の執行」については、教育委員会の職務権限（法第21条）及び市長の職務権限（法第22条）に基づき、教育委員会及び市長が、それぞれ判断するものとされています。
- ④ 会議運営に関し必要な事項は、構成員である市長と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定するものとします。
- ・ 市長による招集手続き
 - ・ 協議題の提示及び決定方法
 - ・ 事務局担当部署
 - ・ 議事録の作成及び公表に係る実施方法、非公開とする議題についての指針等

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

【解説】

- ① 意見を聴くことができる「関係者」又は「学識経験者」とは、大学教員・学校運営協議会委員・PTA関係者・地元企業関係者等を想定しています。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

【解説】

- ① 会議における議論を公開し、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則「公開」します。
- ② 「非公開」とする場合は、個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度新規予算事業の具体的な補助金額や対象の選定等、意思決定前に情報を公開することで公益を害する場合などを想定します。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅延なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書に規定する場合にあっては、公表しないことができる。

【解説】

- ① 議事録は、ホームページ等を活用して公表することを想定しています。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務課庶務係において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議

が定める。

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第22条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- (1) 大学に関すること。
- (2) 私立学校に関すること。
- (3) 教育財産を取得し、及び処分すること。
- (4) 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- (5) 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。